

Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表 関係資料

マーチン・トロウによる高等教育システムの発展段階論

米国の社会学者マーチン・トロウは、高等教育への進学率が15%を超えると、高等教育は「エリート段階」から「マス段階」へと移行するとし、さらに、進学率が50%を超えると「ユニバーサル段階」と呼んでいる。

※「ユニバーサル」というのは、一般的に「普遍的な」と訳されるが、マーチン・トロウによると、ユニバーサル段階(ユニバーサル・アクセス)とは、誰もが進学する「機会」が保証されている状態とされる。

マーチン・トロウによる高等教育システムの発展段階論

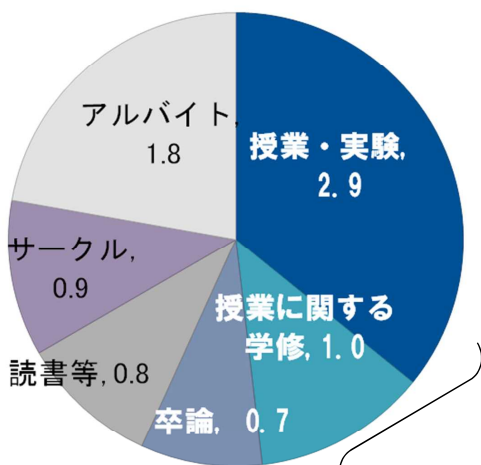
段階(進学率)	エリート段階(～15%)	マス段階(15～50%)	ユニバーサル段階(50%～)
高等教育の機会	少数者の特権	相対的多数者の権利	万人の義務
高等教育の目的	人間形成・社会化	知識・技能の伝達	新しい広い経験の提供
高等教育の主要機能	エリート・支配階級の精神や性格の形成	専門分化したエリート養成 + 社会の指導者層の育成	産業社会に適応しうる全国民の育成
教育課程	高度構造化(剛構造的)	構造化+弾力化(柔構造的)	非構造的(段階的学習方式の崩壊)
学生の進学パターン	中等教育後ストレートに大学進学、中断なく学修して学位取得。中退率低い。	中等教育後のノンストレート進学や一時的修学停止、中退率増加。	入学期の遅れ、成人・勤労学生の進学、社会人経験者の再入学の増加。
高等教育機関の特色	同質性 (共通の高い基準を持った大学と専門分化した専門学校)	多様性 (多様なレベルの水準を持つ高等教育機関。総合性教育機関の増加)	極度の多様性 (共通の一定水準の喪失、スタンダードそのものの考え方が疑問視される)
社会と大学の境界	明確な区分、閉じられた大学	相対的に希薄化、開かれた大学	境界区分の消滅、大学と社会の一体化
意思決定の主体	小規模のエリート集団	エリート集団+利益集団+政治集団	一般公衆
学生の選抜原理	中等教育での成績又は試験による選抜(能力主義)	能力主義+個人の教育機会の均等化原理	万人のための教育保証+集団としての達成水準の均等化

【参考文献】M.トロウ『高学歴社会の大学』(天野郁夫、喜多村和之訳、東京大学出版会、1976)より喜多村和之が図表化

学生の学修時間の現状について①

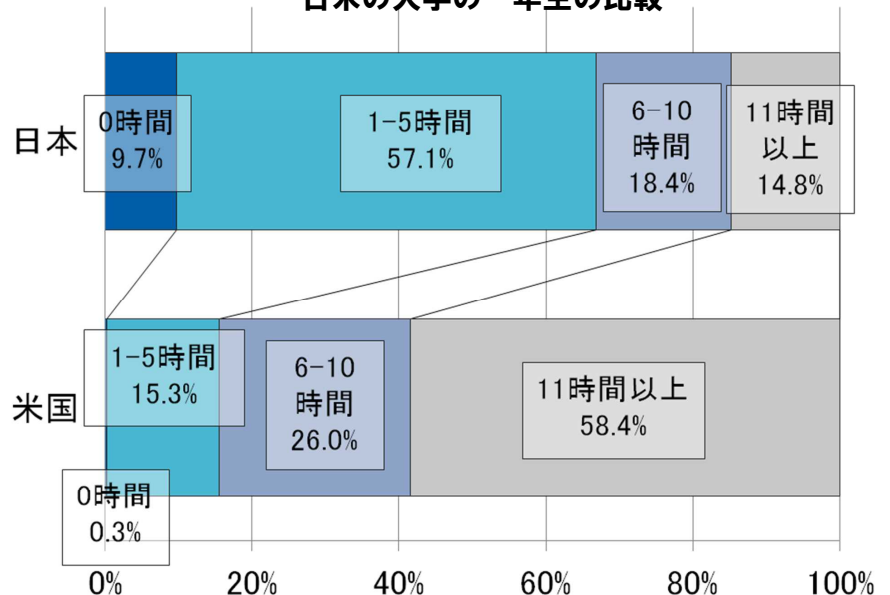
我が国の学生の学修時間(授業、授業関連の学修、卒論)は一日4.6時間とのデータもある。これは例えばアメリカの大学生と比較しても少ない。

学生の一日の活動時間の分布
(計 8.2時間)



授業、
授業関連の学修、
卒論
4.6時間

授業に関連する学修の時間(1週間当たり)
日米の大学の一年生の比較



出典: 東京大学 大学経営政策研究センター(CRUMP)『全国大学生調査』2007年、『全国大学生調査 第1次報告書』
NSSE(The National Survey of Student Engagement)

学生の学修時間の現状について②

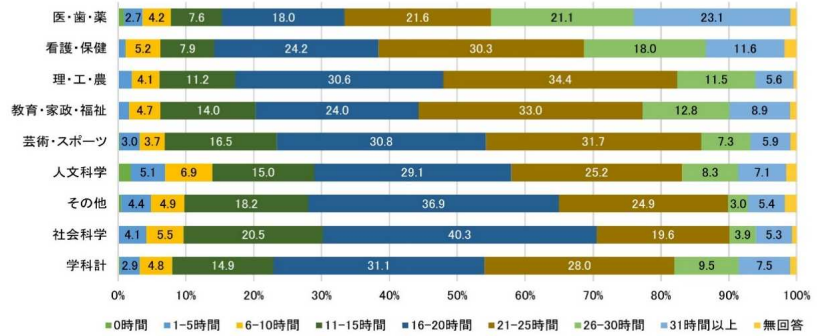
国立教育政策研究所の調査によれば、大学1、2年生の授業出席時間の平均は約20時間、予習・復習の時間の平均は約5時間にとどまっており、授業以外の学修時間が非常に短く、この数字は過去の同様の調査と比較しても改善されていない状況。

授業への出席

○1週間当たりの授業出席時間の平均は約20時間
(1年生:20.0時間、2年生:19.7時間)

- 専攻分野別では、
- ・「医・歯・薬」、「看護・保健」では6割以上、「理・工・農」、「教育・家政」でも5割以上の学生が週に「21～25時間」以上授業に出席
 - ・「社会科学」ではその割合は3割程度

● 専攻分野別 1週間当たりの授業への出席時間(1・2年次のみ)

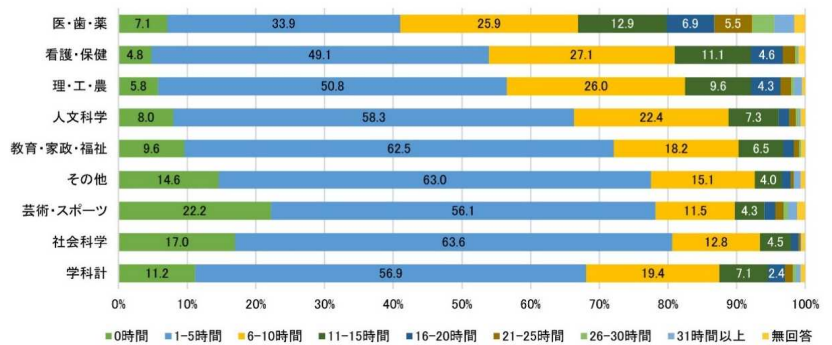


授業の予習・復習

○1週間当たりの授業の予習・復習等の時間の平均は約5時間で、授業出席時間の4分の1
(1年生:4.9時間、2年生:5.4時間)

- 専攻分野別では、
- ・いずれの分野においても最頻値は「1～5時間」(水色)
 - ・授業への出席時間が長い「医・歯・薬」、「看護・保健」においては比較的長い
 - ・「社会科学」では週当たりの予習・復習等の時間が「1～5時間」以下の学生が8割

● 専攻分野別 1週間当たりの授業の予習・復習の時間(1・2年次のみ)



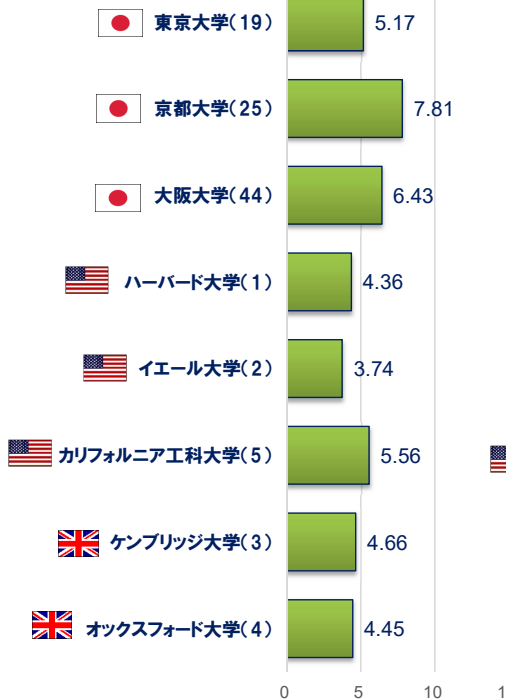
(出典)国立教育政策研究所「平成28年度 大学生等の学習状況に関する調査研究」(平成30年3月)より

大学における教員・職員数の国際比較

海外のトップレベル大学と比較すると日本の有力大学の教員数、職員数は少ない。

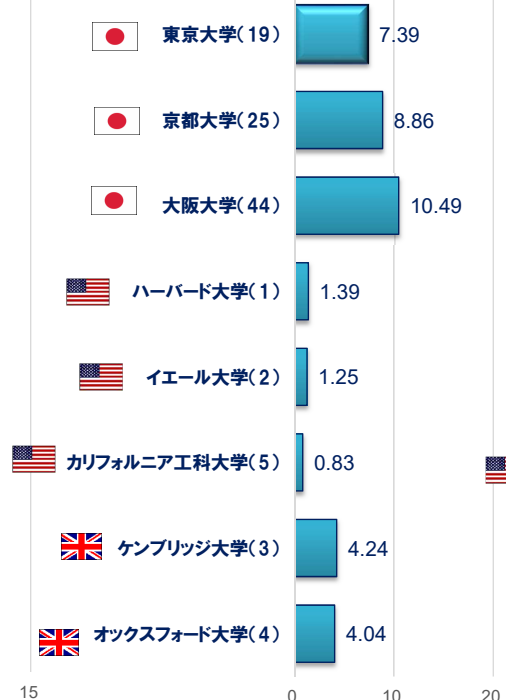
学生数/教員数

※カッコ内はTIMESランキングの順位



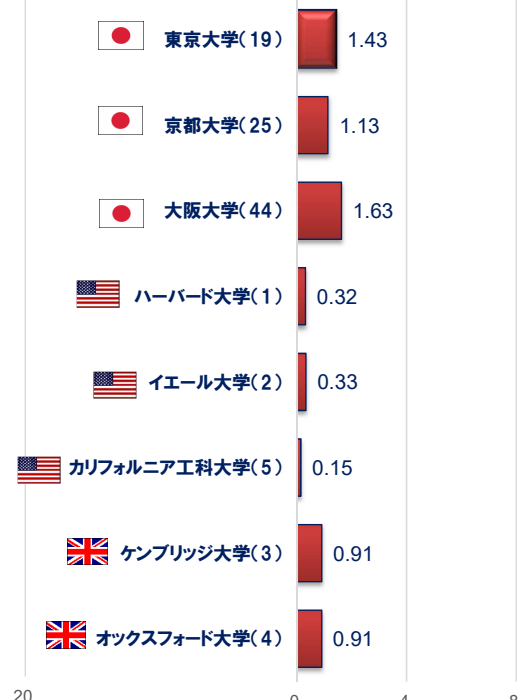
学生数/職員数

※カッコ内はTIMESランキングの順位



教員数/職員数

※カッコ内はTIMESランキングの順位



(注)・The Times Higher-QS World University Rankings上位200大学のうち、データ算出が可能な主要国の上位大学を抽出して比較している。
・学生数及び教員数はFTE(専従換算)を使用している。

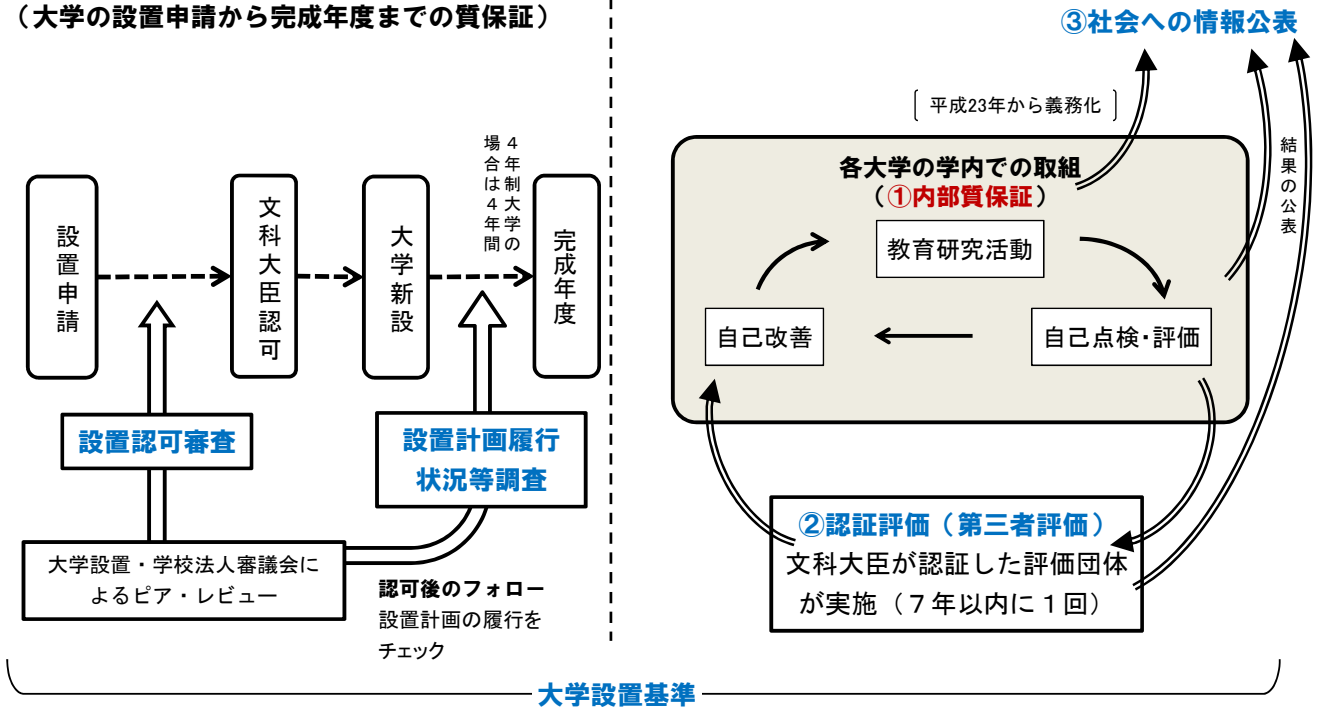
【出典】(一社)日本物理学会キャリア支援センター情報分析調査委員会「大学における大学生・教員数比率の国際比較」最終報告(平成22年1月)をもとに文部科学省作成

我が国の大学の質保証のイメージ図

我が国の質保証に係る制度は、大学の設置認可による大学設置時の質保証、設置後の教育研究活動に対する様々な大学評価による質保証の組合せにより成り立っている。

【設置認可審査等による入口における質保証】 (大学の設置申請から完成年度までの質保証)

【認証評価制度や情報公表等による恒常的な質保証】



教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

大学設置基準の概要

学校教育法（昭和22年法律第26号）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、**文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準**に従い、これを設置しなければならない。

第八条 校長及び教員（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

（趣旨）

第一条 大学（短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、**大学を設置するのに必要な最低の基準**とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

◆総則◆

- 趣旨
- 教育研究上の目的
- 入学者選抜

◆教育研究上の基本組織◆

- 学部・学科・課程
- 学部以外の基本組織

◆教員組織◆

- 教員組織
- 授業科目の担当
- 専任教員

◆教員の資格◆

- 学長、教授等の資格

◆収容定員◆

- 収容定員

◆教育課程◆

- 教育課程の編成方針・方法
- 単位
- 授業期間
- 授業の方法
- 成績評価基準等の明示
- 組織的な研修
- 昼夜開講制

◆卒業の要件等◆

- 単位の授与
- 履修科目の登録の上限
- 他の大学の授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位の認定
- 長期履修・科目等履修生
- 卒業の要件

◆校地、校舎等の施設及び設備等◆

- 校地・運動場・校舎等施設
- 校地・校舎面積基準
- 図書等の資料及び図書館
- 附属施設
- 機械・器具等

◆事務組織等◆

- 事務組織
- 厚生補導の組織

◆共同教育課程に関する特例◆

◆国際連携学科に関する特例◆

◆雑則◆

- 外国に設ける組織
- 段階的整備

設置認可制度の概要

大学を新設する場合等においては、文部科学大臣の認可が必要(学校教育法第4条第1項第一号)。
また、文部科学大臣が認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会への諮問が必要(同法第95条)。

【設置に認可が必要な組織】

- 大学、大学の学部、大学の学部の学科
- 大学院、大学院の研究科、大学院の研究科の専攻
- 短期大学、短期大学の学科
- ※大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻及び短期大学の学科については、授与する学位の種類と分野の変更を伴わない場合は認可を要しない(届出で足りる)

【設置認可の流れ】

- ①設置認可の申請(大学新設:前々年度10月末、学部等新設:前年度3月末)
- ②文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問
- ③審議会において審査(大学新設:10ヶ月、学部等新設5ヶ月)
- ④審議会から答申後、文部科学大臣が認可の可否を決定(8月末頃)

【審査の基準】

文部科学省告示として「**大学、大学院、短期大学及び高等専門学校**の設置等に係る認可の基準」が定められており、これに基づいて**大学設置・学校法人審議会大学設置分科会**において審査。

- 学校教育法や大学設置基準等の法令に適合すること。
- 学生確保の見通し、及び人材需要等社会の要請があること。
- 既設の大学等の入学定員超過率が一定割合未満であること。
- 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置でないこと。
- 虚偽申請等の不正行為があつて一定期間を経過していない場合等でないこと。

大学設置基準等に基づく実際の審査における主な観点は以下の通り。

◆全体の設置計画についての審査

【設置の趣旨・目的】

- ・設置の趣旨・目的が、「學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法上の大学の目的に適合していること。

【教育課程】

- ・当該大学等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程が編成されていること。

【教員組織】

- ・大学の教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員が置かれていること。

【名称、施設・設備等】

- ・大学、学部及び学科の名称が大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。
- ・大学の組織及び規模に応じ、研究室、教室、図書館、医務室、学生自習室等の専用の施設を備えた校舎を有していること。

◆教員審査

- ・研究上の業績等を有するとともに、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること。
- ・専ら当該大学における教育研究に従事するものと認められること。

認証評価制度の概要

【概要】

- ・平成16年度から、大学は、文部科学大臣の認証を受けた第三者機関(認証評価機関)による評価(認証評価)を受けることが義務付けられている。(学校教育法109条第2項、第3項)

【目的】

- ・評価結果が公表されることにより、**大学等が社会的評価を受ける**
- ・評価結果を踏まえて**大学等が自ら改善を図る**

【種類】

- ① **大学の教育研究等の総合的な状況の評価(いわゆる機関別認証評価)**
大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価(7年以内ごと)
- ② **専門職大学院の評価(いわゆる分野別認証評価)**
専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価(5年以内ごと)

【大学評価基準】

大学評価基準については文部科学省令において大枠(※)が定められており、各認証評価機関はこの大枠の範囲内で具体的な基準を定めることとなる。

(※)学校教育法第十條第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目省令を定める省令(以下、細目省令という)において定める大学評価基準の大枠

1. 大学評価基準が学校教育法や大学設置基準などの法令に適合していること(細目省令第1条第1項第1号)
2. 大学評価基準に大学の特色ある教育研究の進展に資する項目が定められていること(細目省令第1条第1項第2号)
3. 大学評価基準に次の事項が含まれていること(細目省令第1条第2項第1号)
 - ①教育研究上の基本組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織、⑥三つの方針(卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針)、⑦教育研究活動等の状況に係る情報の公表、⑧内部質保証、⑨財務、⑩その他教育研究活動等

【評価の方法】

- ・各認証評価機関が定める評価基準に従って実施(学校教育法第109条第4項)
- ・大学は認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択(学校教育法第109条第4項)
- ・①大学の自己点検・評価の結果分析、②大学への実地調査、③ステークホルダーからの意見聴取を義務付け。
(細目省令第1条第1項第4号、第2項第4号)

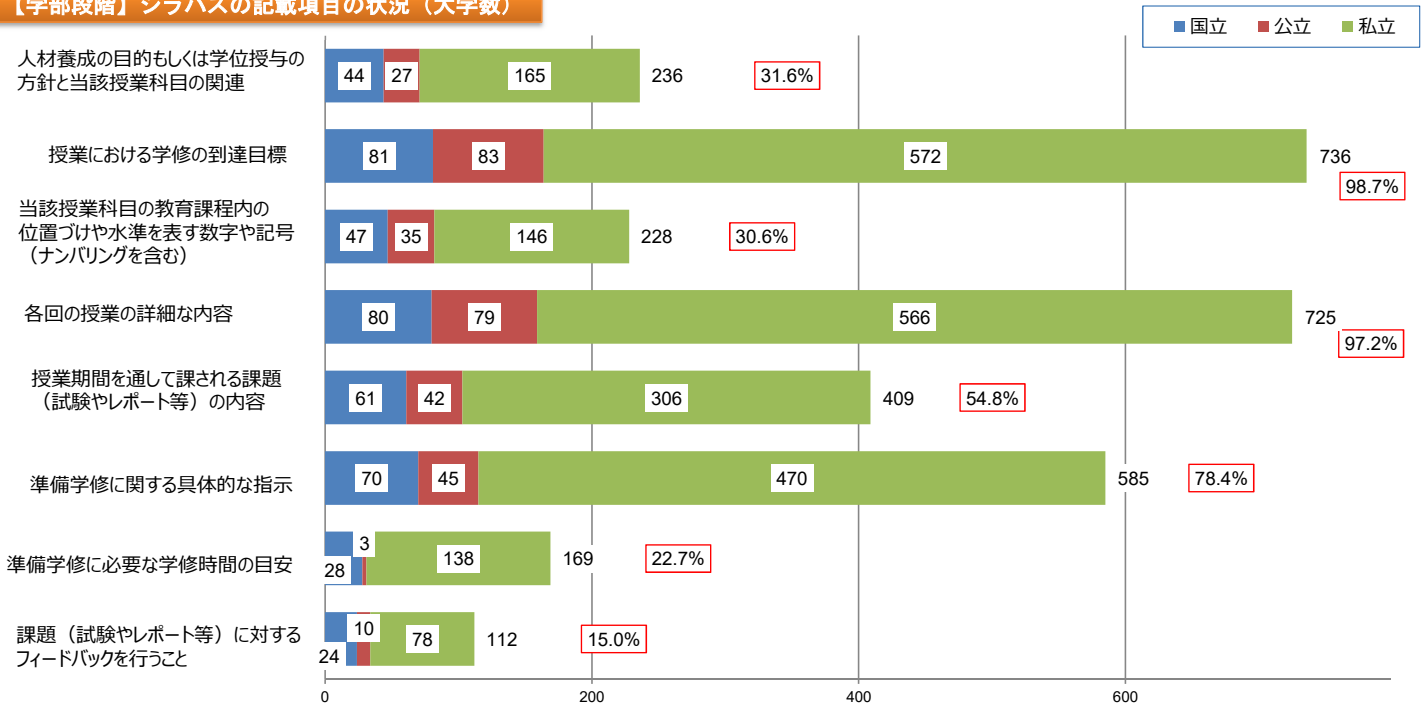
【評価結果の公表等】

認証評価機関は、評価結果について、①大学への通知、②公表、③文部科学大臣への報告を行わなければならない。
(学校教育法第110条第4項)

シラバスの記載項目の状況

「授業における学修の到達目標」「各回の授業の詳細な内容」についてはほぼ全ての大学のシラバスに記載されている一方、「課題(試験やレポート等)に対するフィードバックを行うこと」や「準備学修に必要な学修時間の目安」、「当該授業科目の教育課程内の位置付けや水準を表す数字や記号(ナンバリングを含む)」、「人材養成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連」についてはシラバスに記載している大学の割合は低い状況。

【学部段階】シラバスの記載項目の状況(大学数)



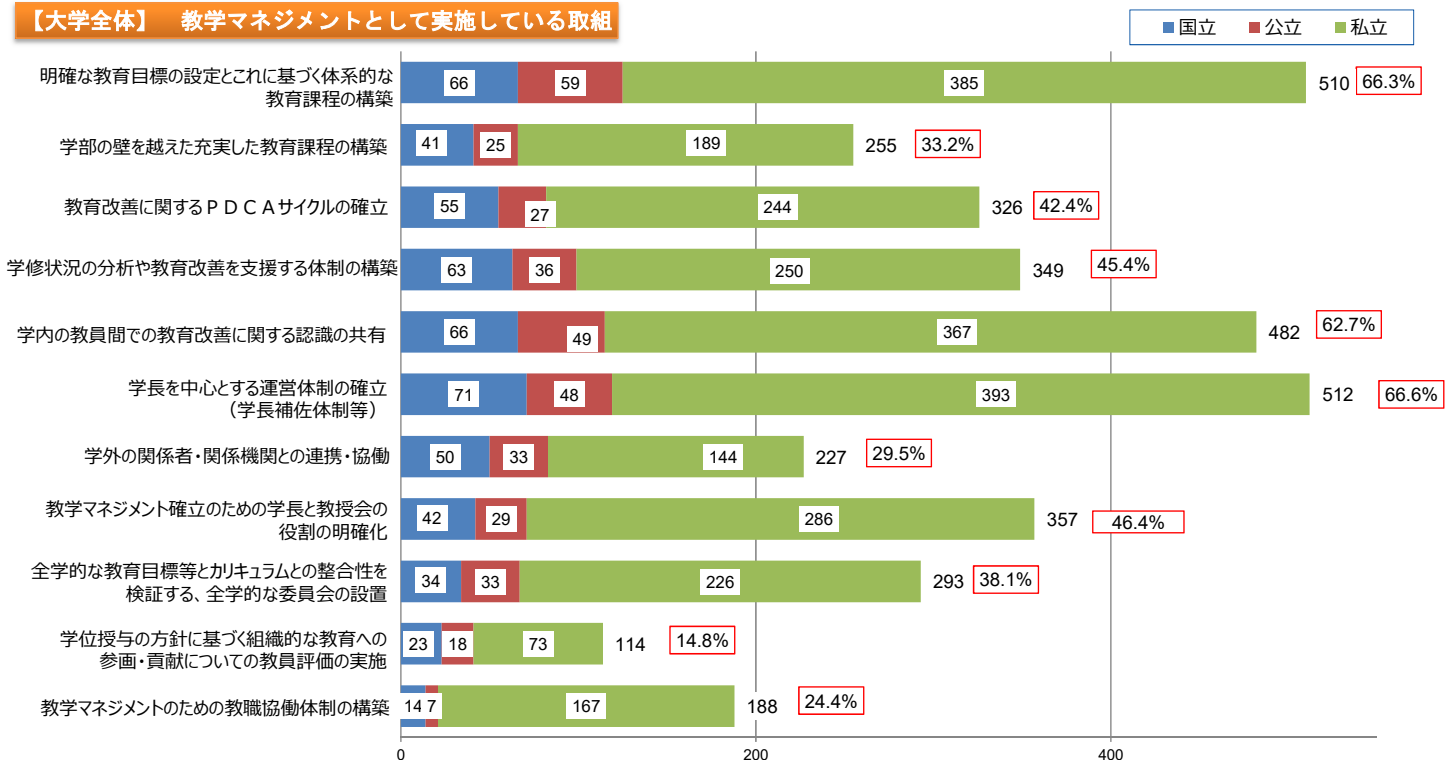
(※) 大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

【出典】: 文部科学省「平成27年度の大学における教育内容等の改革状況について」

教学マネジメントに関する取組の状況

「学位授与の方針に基づく組織的な教育への参画・貢献についての教員評価の実施」、「教学マネジメントのための教職協働体制の構築」、「学外関係者・関係機関との連携・協働」、「学部の壁を越えた充実した教育課程の構築」に関する取組を実施している大学の割合は低い状況。

【大学全体】教学マネジメントとして実施している取組

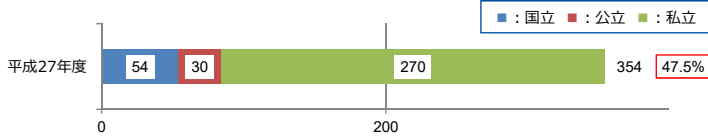


【出典】: 文部科学省「平成27年度の大学における教育内容等の改革状況について」

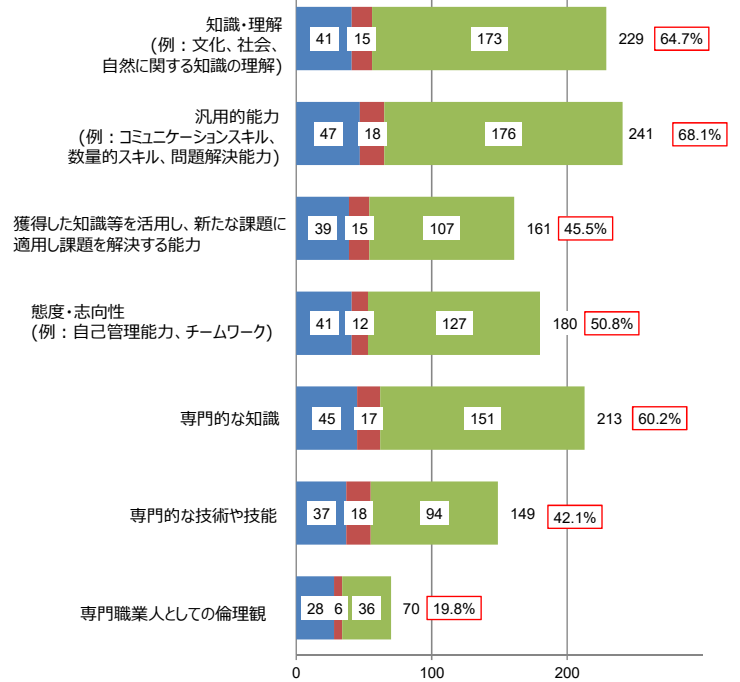
課程を通じた学生の学修成果の把握状況

課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学は354校(全体の47.5%)であり、把握方法としては「外部の標準化されたテスト等による学修成果の調査・測定(アセスメントテスト等)」が最も多い。学修成果として調査・測定を行っている事項としては、「汎用的能力」、「知識・理解」「専門的な知識」の順に多くなっている。

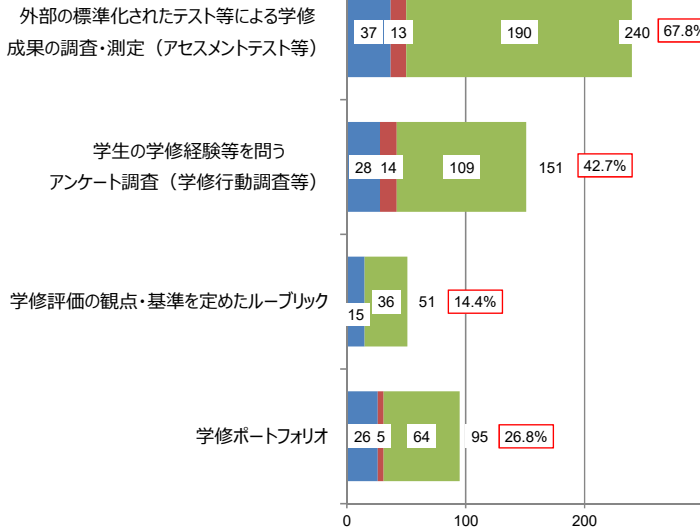
【学部段階】 課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学



学修成果として調査・測定を行っている事項



学修成果の把握方法



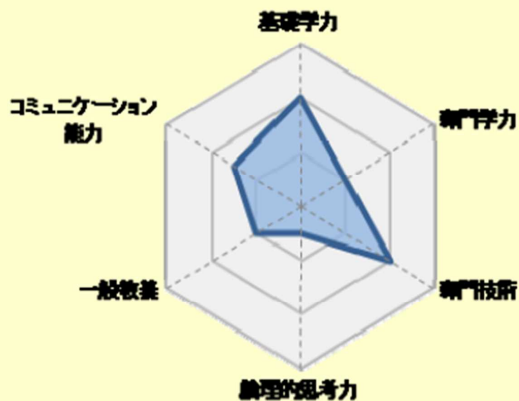
(※) 大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

【出典】:文部科学省「平成27年度の大学における教育内容等の改革状況について」

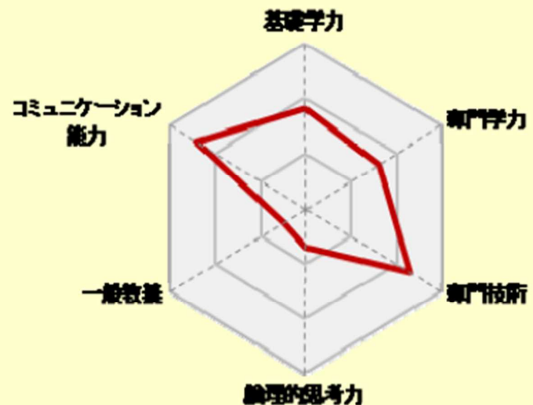
学修成果の可視化に係る取組事例(東京理科大学)

学生は、学科固有のルーブリックを用いた自己評価による「自己評価レーダーチャート」と各評価軸と授業科目との対応表にもとづく成績をもとに、客観的に評価された「客観評価レーダーチャート」を比較し、何を学び、何が身につく、何が身につけていないか等を確認することができる。

●自己評価レーダーチャート



●全学期総合-客観評価レーダーチャート



取組の効果

- 学生: 今期の学修を振り返り、来期に向けて明確な学習目標を立てることができた
(例: 更なる学習への意欲がわいた等)
- 大学: 学生の学修成果を把握し、教育活動の見直し等に活用するための材料を収集できた
※ただし、導入後3年しか経過していないため、今後利用実績をあげるとともに、具体的な効果検証等を行うことが必要。

【資料】H30.4.17中央教育審議会大学分科会将来構想部会(第15回)山本誠 東京理科大学 工学部機械工学科 教授(前教育担当副学長)発表資料を元に作成

大学の情報公表制度等

●大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年）

【大学設置基準】(当時)

第二条の二 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。（※平成22年に条削除、平成23年に学校教育法施行規則第172条の2を新設）

●教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年）

【学校教育法】

第一百三十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年）

【学校教育法施行規則】

第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関すること
 - 二 教育研究上の基本組織に関すること
 - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

●情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け(平成23年)

【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】(当時)

第一条 学校教育法(略)第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

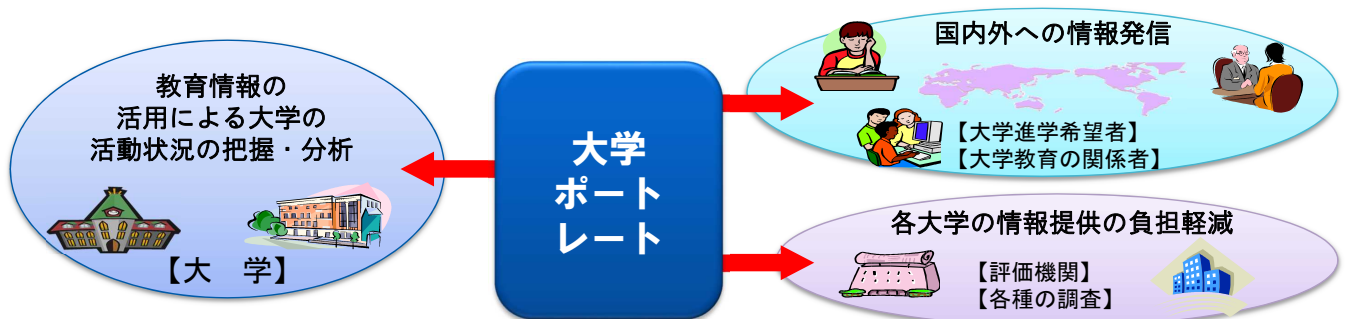
- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則(略)並びに大学(略)に係るものにあつては大学設置基準(略)に、それぞれ適合していること。
- 二～四 (略)
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。
- 一～五 (略)
- 六 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
- 七・八 (略)

大学ポートレートの概要

大学ポートレート：大学の教育情報を活用・公表するための共通的な仕組み

- 関係者にわかりやすく大学の教育活動状況を発信
→ 大学の説明責任体制の向上、進学希望者への進路選択支援、国際的信頼性の向上
- 大学の活動状況の把握・分析のための教育情報活用
→ 根拠情報に基づく質の向上に向けた取組の加速、評価における情報活用の促進
- 共通的な情報の公表を通じた大学による各種調査への対応の負担軽減
→ 大学運営の効率向上

平成27年3月より大学ポートレートによる国公立大学の大学情報(※)の発信を開始。



※ 大学ポートレートで発信している大学情報について(例)

【大学単位で公表する情報】

- ・大学の基本情報
- ・大学の教育研究上の目的等
- ・大学の特色等
- ・教育研究上の基本組織
- ・キャンパス
- ・学生支援(修学、留学生、就職・進路等)
- ・課外活動

※下線は学校教育法施行規則172条の2で公表が定められている項目

【学部・研究科等の単位で公表する情報】

- ・教育研究上の目的や3つのポリシー(アドミッション、カリキュラム、ディプロマ)
- ・学部等の特色
- ・教育課程(取得可能な学位、授業科目、授業方法、学生が習得すべき能力等)
- ・入試(入学者数、入試方法)
- ・教員(教員組織、教員数、教員の有する学位・業績)
- ・学生(収容定員、学生数)
- ・費用及び経済支援(授業料等、奨学金額、受給資格、授業料減免)
- ・進路(卒業生数・修了者数、進学者数・就職者数)